

尾張旭市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金「Q&A」

番号	質問	回答
1	自転車用ヘルメットを購入したい場合はどうしたらいいですか。	市民活動課交通防犯係へお問い合わせください。購入可能な販売店をご紹介します。また手続き方法をご案内します。
2	対象年齢は何歳ですか。	当該年度末までに7歳から18歳の年齢となる方(平成15(2003)年4月2日以降、平成27年(2015年)4月1日以前に生まれの方)並びに当該年度末までに65歳以上の年齢に達する方(昭和31(1956)年4月1日以前に生まれの方)が対象となります。
3	どんなヘルメットの購入が補助の対象になりますか。	自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマークや公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマークなどの安全基準の認証を受けた新品のヘルメットです。中古品(未使用品含む)は、ヘルメットの安全性能を確認することが困難であることから補助の対象外です。
4	認定マークのあるヘルメットであることをどのように確認すればよいですか。	販売店に聞いたり、ホームページで確認したり、ヘルメットについているマーク等により確認してください。
5	購入する販売店は尾張旭市内の事業者のみが対象ですか。	市内の店舗であるかどうかは問いません。「代金の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書の写しなど)」が提出できるのであれば、ネット販売も可能です。
6	補助金の算出方法や補助金額の上限を教えてください。	補助金額は、ヘルメット1個につき購入価格の2分の1以内とし、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てた金額となります。また、上限は2,000円です。
7	いつ購入したヘルメットが対象になりますか。	令和3年4月1日(木)以降に購入した費用が補助対象になります。
8	申請の受付はいつからですか。	申請受付の開始は令和3年4月1日(木)からです。
9	購入後、申請期限はありますか。	購入した年度内(3月31日)までに申請してください。
10	申請書類はどこでもらえますか。	尾張旭市市役所市民活動課窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。また、電子申請での申請も可能です。
11	申請書は代理の方に提出してもらってもいいですか。	申請書は代理の方に提出いただいても結構です。その場合は委任状(様式はホームページにあります)をお持ちください。
12	ヘルメットを購入し補助金の交付を受けた後、すぐに売却したり、譲ったりすることは認められますか。	申請した補助対象者以外が着用する目的での補助金申請は認められません。
13	代金の支払い手続きが完了したことを証する書類とはどのような書類ですか。	申請者又はヘルメット着用者の氏名、領収日、領収金額、購入相手方、購入品名が記載された領収書等です。
14	販売事業者が発行する領収書の宛名が本人ではなく、家族の場合でもみとめられますか。	領収書の宛名は本人としてください。 <u>ただし家族等の本人以外の領収書である場合は、本人の署名を付して提出してください。</u>
15	申請してから、どのくらいで補助金を受け取ることができますか。	手続きを簡略化するため、申請書と同時に「請求書」を提出してもらいます。申請及び請求日からおよそ1か月程度での振り込みを予定しております。ただし、書類に不備があった場合は、書類が整ってから1か月ほどかかります。

尾張旭市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金「Q&A」

番号	質問	回答
16	補助金は現金でも受け取ることができますか。	補助金の受け取り方法は、申請者本人名義の口座振込みとなります。現金受け取りはできません。
17	学校指定の通学用ヘルメットも対象ですか。	対象となります。
18	対象者1人1個ということだが、転居前の市町村で同様の補助を受けている場合でも、補助金を受けられますか。	過去に愛知県内で実施している自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金を受けていないことが条件になりますので、受けられません。
19	1人1個までという要件について、年度が変わったら再度補助を受けられますか。	受けられません。(2021年度～2024年度につき1人1個)
20	販売事業者が独自に値引きしている場合、価格はどのように記載するか。	販売事業者独自値引き後の金額を記載してください。なお、商品券等による購入は、現金購入と同様の扱いになります。
21	キャッシュレス・ポイント還元事業等により値引きされる額、クレジットカード等のポイントは購入価格から差し引かれますか。	「領収書」に記載されたヘルメットの購入単価の金額(円)が対象となります。 インターネット販売でポイントを使用した場合、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象です。(例:5,000円のヘルメットを購入し、500ポイント値引き→領収金額は4,500円＝補助対象) 仮に全額ポイント使用した場合は、領収金額は0円となるため、補助対象となりません。(例:5,000円のヘルメットを購入し、5,000ポイント値引き→領収金額は0円)